



厚生労働省福島労働局発表  
平成23年5月31日  
※地震関連第85報

担 当	(遺族補償給付請求書等処理 支援センター) 労災補償課長 村上恒雄 管理調整官 横田秀雄 電 話 024-536-4605
	(未払賃金立替払い支援センター) 監督課長 岸 泰広 主任監察監督官 丸山勇次 電 話 024-536-4602

福島労働局遺族補償給付請求書等処理支援センター及び  
福島労働局未払賃金立替払い支援センターの設置について

東日本大震災により死亡した労働者の遺族及び倒産等により賃金が未払となっている労働者を早期に救済するため、標記センターを以下により設置します。

(1)福島労働局遺族補償給付請求書等処理支援センター

東日本大震災の被害を受け、津波等により死亡した被災労働者の遺族からの遺族補償給付等の事務処理を早期・効率的に行うため、福島労働局は福島労働局遺族補償給付請求書等処理支援センターを設置します。

同センターでは、遺族補償給付の制度・手続きに関する相談業務を行い、労災補償業務に係る請求書の提出も可能です。

5月27日現在、労災給付請求のうち遺族請求は80件で、そのうち42件の支給決定を行っています。

(2)福島労働局未払賃金立替払い支援センター

東日本大震災の被害を受け、倒産等により未払いとなった賃金を国が立替えて支払う制度（未払賃金立替払い制度）の事務処理を早期・効率的に行うため、福島労働局未払賃金立替払い支援センターを設置します。

同センターでは、未払賃金立替払いの制度・手続きに関する相談業務を行い、立替払いに係る申請書の提出も可能です。

5月27日現在、未払賃金立替払い認定申請件数（事業場数）は9件、確認申請件数（労働者数）は40件です。

記

所在地 〒960-8031 福島市栄町6-6 NBFユニックスビル1階駅側  
電 話 (024) 521-3222  
開所時間 月曜日から金曜日まで  
午前9時から午後5時まで  
開所日 6月1日(水)より

# 労働基準監督署からのお知らせ

～被災された労働者のご遺族の皆様へ～

## 労災保険給付制度について

### ○労災認定の考え方および請求方法

仕事中に、地震や津波に遭い、死亡された場合には、業務災害として労災補償の対象となります。通勤途上で被災された場合も、業務災害と同様に労災補償の対象となります。請求書に以下の確認資料を添付し、請求書を労働基準監督署へ提出してください。

## 震災(津波等を含む)で死亡された 労働者のご遺族の皆様

皆様ご自身で最寄りの労働基準監督署へ「遺族(補償)給付」および「葬祭料(葬祭給付)」の請求をすることができます。

### ○ 請求者本人であることの確認資料

- 運転免許証等本人が確認できる公的な証明書

### 1 遺族(補償)給付

- 死亡診断書、死体検案書又はそれらの記載事項証明書など労働者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- 戸籍謄本など請求人及び他の受給資格者と死亡労働者との身分関係を証明することができる書類
- 給与明細書又は次のいずれかの書類
  - ・ 納税期間等又は本人が所持する源泉徴収票
  - ・ 社会保険機関の証明する標準報酬月額
  - ・ 給与振り込みの場合(預金通帳の給与振込額又は銀行による通帳記載事項の証明書)

### 2 葬祭料(葬祭給付)

遺族(補償)給付の請求書と同時に提出する場合は、添付書類は必要ありません。

ご持参いただくもの

請求時に必要な書類が準備できない場合でも  
請求書を受理します。



厚生労働省 福島労働局

労働基準監督署

平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者の皆様へ

## 未払賃金の立替払制度のご案内

お勤めになっていた企業（中小企業に限ります。（※1））が、地震によって被害を受けたことなどにより、倒産状態にいたった場合に、国が企業に代わって、未払賃金額の一部を立替払する制度（※2）が利用できます。

※1 法律上の倒産手続を取っている場合は、大企業の場合も対象となります。

※2 未払賃金の立替払制度とは、企業が倒産したため、賃金が支払われないまま退職した労働者の方に対して、その未払賃金（退職手当を含みます。）のうち一定範囲（8割相当額）を国が事業主に代わって立替払をする制度です。

※3 原子力災害対策特別措置法第28条第2項及び第20条第3項の規定に基づく、警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に本社機能を有する事業場が所在している中小企業事業主も本制度の対象となり、これら3区域の事業場において、退職を余議なくされ、賃金が未払いとなっている方も含まれます。

立替払を受けるには、次の①から③の手順を踏んで下さい。

※ 今回の地震による被災地域の方については、申請手続の簡略化を行っています。申請に必要な資料がない場合は、最寄りの労働基準監督署にご相談下さい。

### 1 倒産状態の認定申請について

まず、企業が倒産状態にあることについて、労働基準監督署長の認定を受けていただくこととなります。企業が倒産状態にあることがわかる資料とともに、最寄りの労働基準監督署に申請を行って下さい。勤務されていた方が、何人かいる場合には、どなたかお一人が申請して頂ければ結構です。

### 2 未払賃金額等の確認申請について

次に、一人ひとりの方の未払賃金額について確認することとなります。賃金額がわかる資料とともに、最寄りの労働基準監督署に申請を行って下さい。

### 3 立替払金の請求

必要な審査をした上で、立替払制度の対象となる場合、所要の書類をお渡します。これに振込みを希望する銀行口座等必要な事項を記入し、支払を行う独立行政法人労働者健康福祉機構あて提出してください。

制度の詳しい内容や①～③の手続については最寄りの労働局又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい。



厚生労働省 福島労働局 労働基準監督署